

# NOSAI を支える人たち

NOSAIでは職員の数に限りがあるため、集落や地域のみなさま方のご協力により、組合業務の一部を集落等代表者の方に委嘱し、事業を運営しております。NOSAIを支えていただいている方々には、共済部長さんをはじめ、損害評価員さん、損害評価会委員さんなど、多くの農家（組合員）の方のご協力により成り立っております。



## ◆ 総代とは

総代のみなさんは組合員の代表として、総代会に出席し組合員の意思を決定する重要な役割を持っています。そうしたことから真に組合員の意思を代表する方で、組合員でなければなりません。任期は一般的に3年となっております。

毎年4月から5月にかけて、NOSAIの組合では総会（通常総代会）が開かれます。総会は組合員全員によって構成される最高意思決定機関です。近年は組合の広域合併が進み、ほとんどの組合では総会に代えて総代会を設けています。総代会は、組合員の中から選ばれた総代によって構成されていますが、総会に代わる権限を与えられており、組合員の声を反映させる実質的な最高決定機関といえます。春に開催される通常総代会は、前年度の決算や剰余金処分案、当年度の事業計画や予算案などの重要事項が審議されますので、総代の方は、必ず出席して組合員の意思を反映してください。臨時総代会は通常総代会以外に招集されるものをいいます。

なお、次に掲げる事項は必ず総代会の議決を経なければなりません。

①定款の変更（※）、②共済規程の変更、③事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または不足金処理案、④合併（※）、⑤毎年事業年度の事業計画の設定及び変更、⑥事務費賦課額及び徴収方法、⑦役員を選任（※）、⑧役員の報酬、⑨特別積立金の取崩（損害防止費用への充当）、⑩無事戻し、⑪借入金の方法、利率及び償還方法、⑫危険段階別共済掛金率に関する事項（危険段階の数、危険指数の設定方法等）以上のほかに「総代会の承認を得なければならない」と、組合の定款に定められてある事項には次のようなものがあります。

⑬総会、総代会議事運営規則、⑭監事の監査規則、⑮損害評価会委員の選任、⑯職員給与規則、職員退職給与規則、⑰家畜診療所運営委員の委嘱、⑱損害評価会委員、損害評価員、共済部長及び家畜診療所運営委員の報酬、⑲固定化債権の損金引落、⑳余裕金の運用先。（※）特別議決で決する事項です。（総代の半数以上が出席し、その者の議決権の3分の2以上の多数によることで、組合の組織の基本に影響のある重要な事項について、特にその議決の慎重を期すために用いられる議決方法です。）

## ◆ 共済部長とは

共済部長は、公的業務をお願いするため理事会の承認を得て、各集落単位（これに準ずる地区）ごとに組合長が委嘱するもので、組合が必要な事務を行うための事務協力機関です。

主な任務として、組合の意向などを農家のみなさんに伝達したり、農家から提出される書類・意見などを組合に連絡するなど、いわば農家のみなさんと組合との“橋渡しの役目”をしていただきます。

### 具体的な任務として

- 共済細目書（農作物）の配布及び取りまとめ
- 家畜・果樹・畑作物・園芸施設・建物・農機具共済事業等の加入推進
- 共済掛金等納入告知書の配布
- 損害通知書の取りまとめと共済金支払通知書等の配布
- 損害防止事業への協力
- NOSAI 制度の普及と農家指導
- その他組合が必要とする事項

組合運営の原点は、集落を基礎とした活動をよりどころとしており、特に、建物・農機具共済をはじめとする NOSAI 事業の加入推進等については、集落の代表者の方をお願いしております。

## ◆ 損害評価員とは

損害評価員は、理事会の承認を得て任命され、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害防止等に従事します。

主な任務とされる損害評価は、支払共済金決定の基礎的作業であり、損害評価の適否が制度に対する信頼に大きく影響することになります。

### 具体的な任務として

- ① 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- ② 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導に当たる。
- ③ 収穫期における損害評価に当たっては、農家から損害通知のあった耕地の全てを調査するとともに、必要に応じ実測調査に従事する。

損害評価員の行う全筆調査は損害評価の“要”であり、この調査を担当する損害評価員の任務の重要性から、栽培技術力、収穫量の判定能力、厳正・公正さと誠実さ、集落農家の信頼性等の観点から、その人の経験、技術、見識等に着目して任命されます。



## ◆ 損害評価会委員とは

損害評価会は法律上の必置機関として学識経験者等で組織されます。

損害評価会委員は、総代会の承認を得て選任される委員のことをいい、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議を行います。

損害評価会の運営は組合員の利害とも関連し、NOSAI 事業を適正に運営する上で重要な意味を持つため、損害評価会委員の選任については、総代会の承認を義務付けております。

### 具体的な任務として

- 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導に当たる。
- 収穫期の損害評価に当たっては、<sup>(注)</sup>損害評価地区ごとに組合が抽出した耕地についての収穫量の調査を行う。
- 水稲・麦共済においては、農協等の乾燥調整施設における計量結果による収穫量及び売渡数量並びに産地別銘柄ごとの出荷規格別の収穫量等の調査を行う。
- 組合の支払うべき共済金にかかる損害額の認定について、諮問に応じた調査・審議を行い、答申する。
- 農作物、果樹、畑作物共済の耕地ごとの基準収穫量の設定に関する審議を行う。

(注) 損害評価員 3 名を標準とした現地調査班を一つの損害評価地区といたします。

